

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◇ 自宅を会社事務所にした場合の家賃は？

Q：個人で商売を営んでいましたが、法人にした方が有利とのアドバイスを受けたので会社を設立し、個人の自宅を本店としました。家賃はどのように決めればよいですか。

A：会社が代表者などの役員から事務所等の建物を賃借した場合には、その家賃の額は世間相場からみて相当な金額を超えると、超えた部分については役員報酬として取り扱われます。

そこで、もしご商売が店や事務所が事実上不要で、単に代表者の自宅を会社の本店所在地にしたにとどまり、特に個人の建物を使用していなければ、会社は家賃を支払う必要はないことになります。

家賃を支払う場合には、事務所等を明確に区分して専用化すべきと考えられます。しかし、貸主の個人の好意で家賃は要らないというのであれば、それも差し支えありません。

会社が建物の一部を事務所等として専用している場合の家賃の額は、近隣事務所の家賃の額を参考に決定すればよいでしょう。

その額が不明のときは、事務所としての使用分部分の減価償却費や固定資産税等の個人の実費により決定すれば特に問題はないでしょう。

なお、個人は収受した家賃は不動産所得の収入になります。

